平成 25 年 4 月

各　位

埼玉信用組合

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取り組みについて

当組合は、公共的使命を全うするため、地域社会、地域経済の発展に貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして、組合員や地域社会の期待・信頼に応えるべく、「金融円滑化管理方針」を定め、日々、金融の円滑化に取り組んでおります。

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日に期限が到来致しましたが、同法の期限到来後においても、当組合のお客様に対する方針が変わることはありません。
今後も、「金融円滑化管理方針」に基づき、全職員が一層の金融の円滑化に取り組んでまいります。

○お客様からの新規融資や貸付条件変更等のご相談・お申込みに対しては誠実且つ真摯に対応するとともに、迅速な手続きに努めてまいります。

○貸付条件の変更等のお申し込みにあたっては、他の金融機関や信用保証協会等の関係機関と十分連携を図り、お客様への支援を継続して実施してまいります。

○お客様の抱える経営課題に対しては、一層のコンサルティング機能を発揮しお客様の立場に立って提案し、経営課題に応じた適切な解決策を十分な時間をかけて実行支援してまいります。

【本件に関するお問い合わせ】
埼玉信用組合　融資部　審査課　電話：0495－72－3450

以　上